

# 対日投資の拡大に向けて

2013年10月  
ジェトロ対日投資部

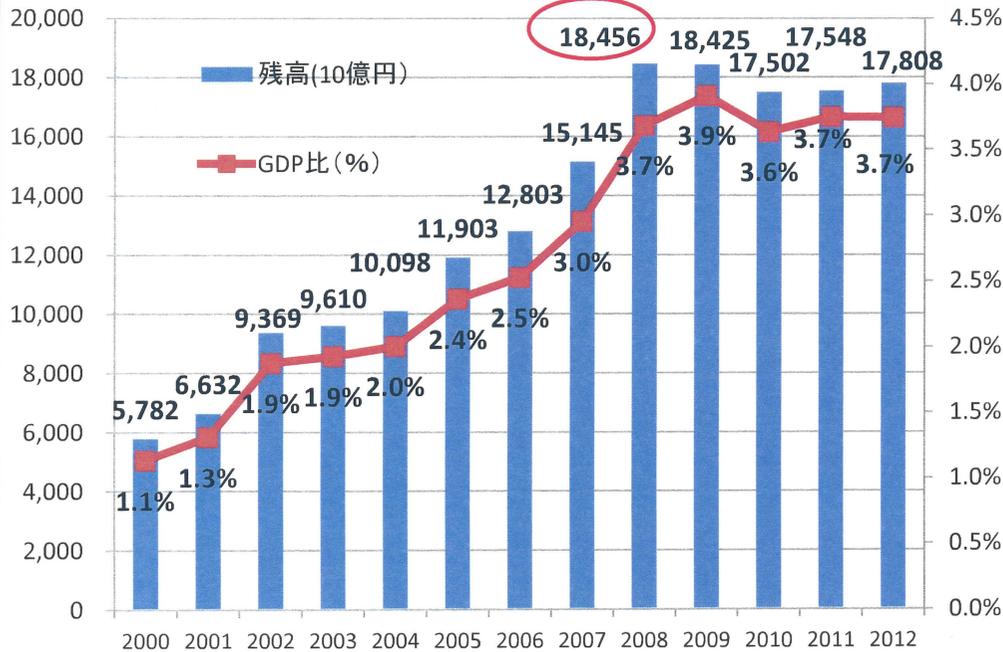
# 目次

- 1. 日本における投資阻害要因と外国企業の声
- 2. 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)
- 3. 業種別の要望(医療、通信・IT分野)

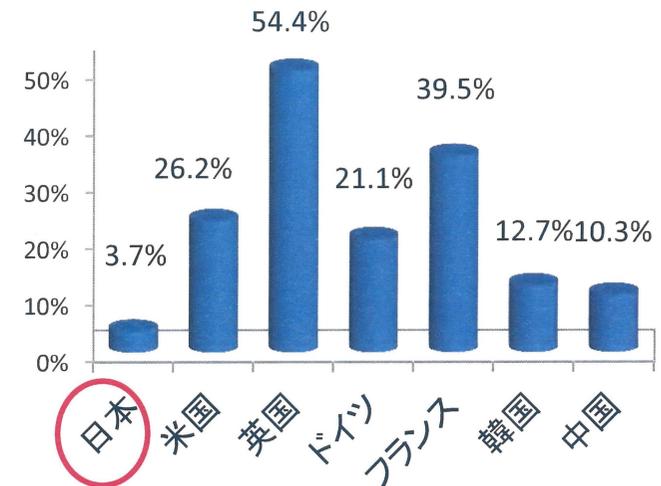
本資料は、日常の外国企業誘致活動を通じてJETROに届く声、JETROが実施した投資阻害要因に関するアンケート調査(2013年4月発表)、JETRO対日投資促進会議(2013年9月)でのACCJ・EBC関係者からの提案等に基づいています。

- ✓ 対日投資は2008年をピークに減少傾向。また、諸外国と比較してもそのレベルは低い。
- ✓ 生産性の向上・雇用拡大のため、**更なる対日投資が必要。**

対日直接投資残高(GDP比率)の推移



主要各国の対内直接投資残高GDP比率(2012年)



出所: UNCTAD: "World Investment Report 2013", FDI database  
「本邦対外資産負債残高」(財務省)、「国民経済計算」(内閣府)

➤ 日本は、UNCTAD統計記載187カ国・地域中183位。



**【政府目標】**

➤ **2013年6月設定: 2020年における対内直接投資残高を倍増(35兆円)**

# 1. - (2) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

## 法人税・インセンティブ(補助金)

- 法人実効税率が他国と比べて高い。  
(機械／欧州)
- 法人実効税率等、コストが高い日本では採算確保が困難。  
(機械／北米)
- アジア拠点化法における法人税の減免幅を拡大して欲しい。  
(医療／アジア大洋州)
- 補助対象となる経費の範囲が小さい。  
(自動車部品／北米)
- 補助金額が各国と比べて格段に小さい。  
(化学品／北米)
- 補助金の公募期間を長くして欲しい。  
(医療／欧州)
- 補助金の応募に関し自社の立地計画が、定められた事業執行期間と合致しないので、公募期間制限を無くして欲しい。  
(化学品／欧州)



## 法人登記

- 日本法人設立当初から、非居住者である米国人が代表取締役に就任できないことは不便。  
(情報通信／北米)
- 日本法人設立に際し、日本在住の代表取締役を探すことが困難。  
(情報通信／北米)
- 不特定多数がアクセスできる登記簿に、代表取締役個人の住所が記載されるのは、セキュリティ上問題がある。  
(ソフトウェア／北米)

## 行政手続き

- 諸手続きが複雑で分かりにくい。  
(小売／北米)
- 行政手続きが必要以上に煩雑。  
(ソフトウェア／欧州)
- 日本語ができなければ官公庁・地方自治体等の調達に参加しにくい。  
(環境／欧州)
- 行政手続きに必要な書類が、全て日本語であるため不便。  
(ソフトウェア／欧州)

# 1.-(5) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

## 必要な施策の具体的内容例

### 1. 税制・財務上の措置

- (1) 法人実効税率の引き下げ
- (2) 外国人向け法人税の特別減免措置の拡大
- (3) 立地補助金の充実



### 2. 法人登記制度改善措置

- (4) 法人登記制度の要件緩和

### 3. 人材確保の難しさの解消

- (5) グローバル人材の育成
- (6) 海外の高度人材の流入促進

### 4. 規制緩和措置

- (7) 各業種における規制緩和
  - ① 医薬品・医療機器における相互承認の推進・審査の迅速化
  - ② 通信分野における相互承認の推進

### 5. 誘致機能・体制の強化

- (8) ワンストップ機能の体制強化
- (9) 対日投資を歓迎する情報発信の強化

## 2.-(1) 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)

### 現状

日本で子会社の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ(投資経営ビザ)を取得する(これによって日本の住所を得る)ためには、原則、日本の子会社の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社の登記事項証明書が必要なため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社を設立することができない。

#### ※根拠法令

○外国企業の支店設立の際の代表者の日本居住要件：  
会社法817条第1項(外国会社の日本における代表者)

○法人設立の際の、代表者の日本居住要件：  
昭和59年9月26日付民四第4974号民事局第四課長回答

○入管法「出入国管理及び難民認定法施行規則」の別表三 等

## 2.-(2) 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)

～諸外国では～

米国(※)・英国・フランス・ドイツ等の欧米主要国では、法人設立を行う際に、現地居住者である代表を1名以上置く必要があるといった条件はない。

※ニューヨーク州、デラウェア州、カリフォルニア州等



### 解決策(案)

- ①日本に住所を有さない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とする。
- ②就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書の事後提出を認める。
- ③新会社設立準備のためのビザを新設する。